

鳳来東部地域協議会分科会設置要項

(設置)

第1条 新城市地域自治区条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、鳳来東部地域協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、鳳来東部地域協議会長（以下「協議会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域自治区予算の編成方針に関すること。
- (2) 地域活動交付金の募集要項及び審査に関すること。
- (3) 鳳来東部地域計画（以下「地域計画」という。）の推進、進捗管理及び見直しに関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

2 前項第3号において、地域計画に基づいた地域自治区活動の推進と、地域計画の進捗管理及び見直しを行うため、部会を設けることができる。

(組織)

第3条 分科会の組織及び構成員の構成は、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 それぞれの分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長
- (2) 副分科会長

2 分科会長及び副分科会長は、分科会委員のうちから互選する。

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、協議会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、地域協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、鳳来東部自治振興事務所で処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月10日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	人数
地域活動交付金分科会	5人以内
地域自治区予算分科会	5人以内
地域計画推進分科会	10人以内
	計20人以内